

『イングランド法積義』の底本選択の難しさについて
——ブラックストン『イングランド法積義』
全訳作業ノートから (9) ——

大 内 孝

I. はじめに

ブラックストン『イングランド法積義』(William Blackstone, Commentaries on the Laws of England, 4 vols.)には非常に多数の版がある。我々の全訳計画は当然に底本とする版を選択する必要に迫られたが、実はこれが難問中の難問だった。これにつき私は先のノートで「私のかつての提案(第9版を底本にする案)を修正して、初版を底本にしたいと考える」に至り、その理由を改めて述べる旨を述べた⁽¹⁾。今回は、その理由——これについて今なお完全には払拭できぬ私の躊躇を絡める形で——と、『積義』諸版の大まかな特徴とを見ることにする。

本稿の読者の大半はおそらく、初版を選択しようとする私の躊躇をこそ不審に感じておられよう。とりわけ、1979年にUniversity of Chicago Pressから『積義』の“A Facsimile of the First Edition of 1765-1769”(以下便宜上シカゴ版と言う)が安価な判型で出され続けて約40年が経過した今日、読者・研究者が手にするのはこの初版のリプリント版であるのが常態化しているのに加えて、2016年にOxford University Pressから新編集で出版された『積義』(以下Oxford新版と言う)が、これまた初版のテキストを基軸にして編集されたがゆえに⁽²⁾、「『積義』は初版を読むもの」という感覚が半ば常識化しているようだからである。しかし、ある時代の常識が別の時代の常識と同じであるか否か、またその常識がい

-
- (1) 大内孝「ブラックストン『イングランド法積義』第1巻中の制定法と判例」『法学(東北大学)』78巻5号454頁(2014年2月)を見よ。
 - (2) 大内孝「オクスフォード新版『イングランド法積義』(2016年)について」『法学』81巻3号(2017年8月)を見よ。

かなる土台を前提にして成り立つのかは、改めて自覚的に検証するべきだろう。

本稿は、この検証を次の視角から行い、その限りで『釈義』諸版の大まかな特徴を見ようとする。第一が、ブラックストーン自身（以下単に著者と言う）が初版以降に施したテキストの改訂が、後の諸版にいかに関継がれたかの、版間テキスト異同の視角；第二が、著者自身によるこの版間テキスト異同とその後の編集の都合とから生じてしまった頁割・頁付の異同が、後の諸版にいかに関継がれたかの、版間頁付異同の視角；第三が、初版のリプリント版が普及した今日より前の時代に、諸々の研究者がその時々々の出版事情ないし蔵書事情を前提にして、『釈義』のどの版を使用・参照していたのかの、使用・参照版異同の視角である⁽³⁾。

II. 版間テキスト異同について

初版以降第9版までの間に著者自身によって施されたテキストの改訂は歴大な分量に及ぶ。2016年の上記Oxford新版は、この歴大な版間テキスト異同を照合して提示した点にその最大の特徴が認められること；同時に、その作業と成果を最も合理的に行い提示するために、初版を基礎テキストに据えたことによって、初版を事実上の「決定版」に位置づけたと同然の効果を生んだこと；私は以上を先の資料で紹介しておいた⁽⁴⁾。しかし、後者のことは、Oxford新版の編集の機軸が版間のテキスト異同を示すことに設定されたがゆえの結果にすぎないのであって、初版テキストを決定版に位置づけること自体が最適なかどうかは別問題である。

初版以外に『釈義』の決定版として措定されうるのが、第8版（1778年）

(3) なお本来は以下に挙げる『釈義』諸版の正確な書誌情報を併せて掲げるべきだろうが、紙面の余裕がなく、またほとんどの読者にとってかえって煩であろう。そこで本稿は基本的に通称（と出版年）のみを挙げることにし、その余の書誌情報は次の方法で代替する。すなわち、ブラックストーン関連の書誌情報だけを1冊にまとめあげた、20世紀前半のEllerと（Catherine Spicer Eller, *The William Blackstone Collection in the Yale Law Library: A Bibliographical Catalog* (1938)）、今世紀にこれを抜本的に補足したLaeuchliが（Ann Jordan Laeuchli, *A Bibliographical Catalog of William Blackstone* (2015)）、それぞれの書誌項目に付した番号（Eller number, Laeuchli numberと通称される）を、例えば [Eller 124; Laeuchli 203]のごとくに用いて示した。

(4) 大内、上掲註2の資料を見よ。

[Eller 12; Laeuchli 16]あるいは第9版(1783年)[Eller 14; Laeuchli 18]である。著者の死亡が1780年だったことから、このうちどちらを著者最終版として扱うかについて二つの立場がある。一つが、その出版は著者の没後だが原稿のほとんどが著者自身によって用意されていたと説明する第9版の編者Burnを措信して、第9版を著者最終版として扱う立場である。この立場からすれば、第9版こそが「一般に受け入れられたブラックストーン(received Blackstone)」だということになる⁽⁵⁾。今一つは、第9版のテキスト訂正の全てが著者本人の意に合致すると見るには疑問があるとして、生前に現実に出版された第8版を著者最終版として扱う立場である。

前者に属するのが、本稿が以下で例示する版の一部に限っても、第12、17、19、21、23版、1832年New York Bar版、Sharswood版、Lewis版などであり、版の数の上では、第9版以降の『釈義』諸版の大多数を占めるように思われる。後者に属するのは少数だが、後述のごとくある一貫した立場での編集版だという特長を有する版であり、Hammond版、Jones版がこれに当たる。

このように著者最終版を第8版と見るか第9版と見るかについての差異はあるが、いずれにしても初版ではなく著者最終版を決定版に据えるのが、少なくとも一つの有力な考え方であろう。初版の持つ歴史的意義が大きいのは言うまでもないとしても、著者最終版が当時最新の内容であり法学的意義に関してはより重視されるべきだという考え方が当然にあるからである。私の躊躇の理由の一つがそこにあり、また初版リプリント版が普及した近年より前までに実際によく用いられた版が何であったかの実態(後述Ⅳ)が、この躊躇を増幅させる。

Ⅲ. 版間頁付異同について

版間頁付異同の問題はより複雑である。『釈義』に付された頁付(pagination)には、細かく分ければ次の5種がある。1. 著者本人による原頁(original pagination)。2. 著者本人が原頁に付け加えた、*印付のエクストラ頁(extra-pagination)。3. 第9版の編者Burnが1および2に付け加えたBurnのエクストラ頁。4. Burnの後の版にしばらく用いられた、ブラケット[]で括られた欄外頁(marginal pagination)。5. その後に用いられアメリカで定着した*印付のスター頁

(5) See, e. g., Blackstone's Commentaries on the Laws of England, 4 vols., edited and with an introduction by Wayne Morrison, I- cxii (2001) [Laeuchli 57].

(star pagination)である。これらがいずれも、版間頁付異同の原因であり結果であるさまを見ていこう（なお文末に挙げた図表をも折々参照されたい）。

第1：著者生前の諸版の間で既に、著者原頁の異同が生じている。すなわち、第1巻本文の総頁数が初版で473だったのが、早くも第2版（1766年）で485に増えた。この最大の理由が、当時のアメリカ植民地の動静（『積義』の執筆が1760～1770年代だったことに注意）を加味して、「イングランド法の地域的適用範囲」に関わる説明を本文中に数頁にわたって大規模に追加したことにより（第1巻序説第4節）、これが初版リプリント版にはない特に重要な記述である。議会（第2章）、国王大権（第7章）にも少なからぬ増補があり、その他あちこちに細かな追記があるため、巻末に近づくにつれて初版頁からのずれが大きくなる。第4巻本文の総頁数も、初め436だったのが第5版（1773年）から443に増えた。いずれにせよ、著者本人の改訂により、第1巻では第2版、第4巻では第5版という早い段階で、初版の頁付からの異同が生じているのである。初版リプリント版の利用者はこの点を常に弁える必要があり、さもないと後述のような混乱に陥ることになる。

第2：より新しく、正確を期すための改訂とはいえ、これまでのごとくに頁付に異同を来すのは具合が悪いと著者自身が考えたのだろうか、生前最終の第8版に新たな工夫がなされた。それが*印付のエクストラ頁である。著者が第4巻（の初版・第8版ともに229頁から始まる）第17章「私的財産権に対する犯罪」の中に少なからぬ改訂を施したため、おそらく組版の変更が不可避になり従来の組方では頁割に異同を来すことになった。そこで著者は、原頁の235、236の直後の二頁に、*印付の235*、236*というノンブルを付し（*の位置が数字の右肩である点に注意）、その後は237頁に復帰するという工夫を入れてこの問題を回避した。すなわちこのエクストラ頁は、*印付の重複ノンブル頁だと言い換えることができる。

第3：上のエクストラ頁は著者自身による改訂から生じたやむをえない工夫だったと一応言えよう。そこで、著者自身が残した改訂原稿に忠実に従ったと主張する第9版の編者Burnとしても、かかる改訂を折り込んだことで避けられなかった組版の変更に伴う頁数の増加を、著者の工夫に習って、Burnによるエクストラ頁として付加する資格があると考えたのかもしれない。第1～3巻に付加されたエクストラ頁の大半がこれのように見える。しかしBurnのエクストラ頁に

は質の異なる問題を含むものがあつた。例えば第4巻第12章に現れた159*、160*の二頁は、編者としてのBurnが独自に記した編者脚注の[D]および[E]が155、157、160頁の部分に合せて丸1頁あまりの分量で加えられた結果であり、著者の改訂が理由でないのがわかる。第1巻104、105頁に付加された編者脚注[A]も、エクストラ頁こそ生まなかつたが、頁区切り位置を大きくずらしてしまつた。

第4：『積義』の上に現れた限りで言えば、このブラケット [] で括られた欄外頁は、第12版(1793年)[Eller 21; Laeuchli 26]以降の数版の編者を務めたChristianの新たな工夫だつたと見られる。これを導入した事情として、以下の事実を挙げることができる。Christianが第9版に編者Burnが加えた著者のテキスト改訂はそのまま維持しながら、問題ありと見たBurnの編者注と、Burnが付け加えた上記第3のエクストラの頁付とを、引き継がなかつたことと；その一方で新編者Christianによる新たな編者注が少なからず付け加えられ、さらに大規模な組版の変更が生じ、もはや著者の原頁を維持するのが全く不可能な部分が生じたことである。そこでChristianは、それまでの版におけるノンブルが各頁の天の小口寄りの位置に固定して印刷される(一般的なノンブルの置き方)のを改め、その組方が不可能になつた頁において、原著のノンブルを [] で括つた上で、原著頁の区切り位置におおよそ当たる箇所、小口側の欄外(margin)に配置した。これがブラケットで括られた欄外頁である。ノンブルを従来の固定位置から解放したこの工夫は、原著の組版の変更が不可避な場合にはやむをえずかつ便利である反面、これを用いさえすれば後の編者が事実上際限なく編者の注釈を増やすことができ、やがては同一のノンブルが数頁にわたつて延々と付されることがあるという不自然さとも背中合わせの、言わば両刃の剣の面がある(この面は*印付のスター頁も同じ)。Christianの欄外頁に関して今一つ注意すべきが、下記のスター頁と異なり、頁の区切り位置を本文中に何らかの印で明示した上でその直近の欄外にノンブルを置くという仕方ではなく、頁の厳密な区切り位置を示すことなく言わばだいたいこのあたりが切れ目だとしかわからぬ形で、その付近の欄外にノンブルを置いたにすぎないこと；これと絡んで、Christianが基礎にした頁区切りの原版が特定できぬことである(後述)。実のところ、次述するスター頁は、このうち前者の問題を解決したが、後者の問題はあいまいに残してしまつた。

第5：『釈義』の上に現れた限りで言えば、*印付のスター頁は直上の前者の問題への対処の意味がある。すなわち、頁の厳密な区切り位置を示す*印を本文中の当該箇所埋め込み、かつその位置の直近の欄外に*印付ノブルを置くことで、組版の変更による頁付のずれに対してブラケットの欄外頁が果たした上記の働きに加えて、原著の頁の区切り目を厳密に示すことも可能にした。『釈義』の上でこれが初めて現れたのが、ロンドンで出された1829年の第18版と称される版 [Eller 36; Laeuchli 43] だったように見える。これがアメリカ合衆国においては、1832年に“From The Eighteenth London Edition”の称を冠してニュー・ヨークで出版されたNew York Bar版と通称される版の一つに現れたのが確認できる [Eller 96; Laeuchli 149]。

このスター頁方式がアメリカで下記のごとき系譜で引き継がれ、現在では、法文献の引用法としてアメリカで広く用いられるThe Bluebook: A Uniform System of Citation ((18th ed. 2005 (first ed. 1926)) において次のごとく推奨される。すなわち「いくつかごく少数のよく知られた文献の中では、原版の頁 (star page) が、最近の全ての諸版の欄外かテキスト中に、通常は*印によって示されている。この場合には、出版年および版名を省略することができ、……star pageによって引用をなすことができる……」とされ (*id.* at 135 を私が試訳したもの)、例として WILLIAM BLACKSTONE, 2 COMMENTARIES *152, *155-56. が示されている。わが国においてもこの引用方法が早くから紹介され、アメリカ法に関わる研究者の多くがこれを基本にした引用法を用いているように思われる (その代表が後述の田中英夫)。

しかし、The Bluebook の上記の説明と裏腹に、実際には*印付スター頁の頁付がその後の英米における『釈義』の全部に引き継がれたのではなかった。この様子を、主としてLaeuchliによるcollation (体裁記述) に依り、私がコピーを保有する版については頁を繰ってその記述を確認しつつ、そのおおよそを分類すれば以下のとおりになる (以下においては註3に示した [Laeuchli] の番号のみで示す)。

*印付スター頁を用いないもの (全てブラケット括りの欄外頁方式) :

イングランド：1830年第17版 [44]；1841年第20版 [46]；1844年第21版 [47]；1849年第22版 [49]；1854年第23版 [50]；1857年Kerr版 [51]。

アメリカ：1847年Wendell版 [160]。

* 印付スター頁を用いるもの：

イングランド：1829年第18版 [43]；1836年第19版 [45]。

アメリカ：1832年 New York Bar 版 [149]；1841年 New York Bar 版 [153]；1859年 Sharswood 版 [180]；1863年 New York Bar 版 [187]；1871年 Cooley 版 [199]；（1890年 Hammond 版 [231]）；1897年 Lewis 版 [241]；1915年 Jones 版 [257]。

スター頁方式の採否と別問題として、各版が原著第9版のテキストを採用したか否か（上述）を、上記のうちで私が確認できたもの⁽⁶⁾：

採用したもの：イングランド：第19版，第21版；第23版；Kerr 版。

アメリカ：1832年 New York Bar 版，1841年 New York Bar 版；Wendell 版；Sharswood 版，Cooley 版；Lewis 版。

採用しないもの：Hammond 版，Jones 版。

私が確認した以上の実態から、各版が採用したテキストと頁付方式とに、おおよそ次のごとき系譜的な関係が認められる。

イングランド：テキストに関してはほぼ全ての版が第9版で編者 Burn が改訂したテキストを用いた。頁付は、第18版および第19版を除くほぼ全ての版が、ブラケット括りの欄外頁方式を踏襲し、上の二版はこの点では孤立した方式だった。

アメリカ：イングランドのほぼ全ての版が第9版のテキストを採用したことから、イングランドのいずれかの版を元にして編集されるのが常態だったアメリカでの諸版も、テキストに関しては第9版に拠り続けた。19世紀の末頃になって初めてこれに拠らぬ Hammond 版が出、さらに20世紀に Jones 版が出た（下記）。

・頁付に関しては、イングランドのどの版を基礎にしたかによって方式が分かれた。ロンドン1829年第18版を基礎版にする旨を明記して1832年に出版

(6) 各版が第9版テキストを採用したか否かに関して私が採った方法は、Oxford新版が抽出した *Varia* を利用して（同書第1巻329頁の〈49〉）、第1巻序説第4節末尾近くで第9版が施した文修正を（初版の113頁，9版の118頁の部分）、各版が採用したかどうかを原本コピーに当たって確認したものである。

された New York Bar 版と、おそらくこの系を継ぐその後の Sharswood 版；Cooley 版；Lewis 版などが、この第 18 版を端緒とする * 印付スター頁をも受け継いで採用したのに対し；1847 年 Wendell 版は第 18 版でなく、当時最新のロンドン 1844 年第 21 版版を基礎版として採用したゆえ頁付に関してもなおブラケット欄外頁方式を用いた。イングランドでと異なり、アメリカでは前者の * 印付スター頁方式の系統が優勢となって長く続き、ついには上述のごとく The Bluebook によってこれが通例だと説明されるに至った。

- ・ 19 世紀の末頃に、テキストを第 9 版に抛らず第 8 版を採用した Hammond 版が出た（その理由は上述）。同版は、頁付に関しては、* 印を用いず [] で括ったノンプルを本文中の頁区切り位置に埋め込む形にして、実質的には * 印付スター頁と同じ方式を採り、頁区切り位置は勿論第 8 版に抛った。1915 年の Jones 版が、Hammond 版と同じく第 8 版のテキストを選択しながら、頁区切り位置には * 印を用いる方式を採用し、見かけ上も * 印付スター頁方式と同じになった。

このような系譜を辿った理由はおそらく、各版の主たる編者が自身の学問的系統により近い先の編者による版を優先したことが一因だと推定されるが、現在の私にはそれをこれ以上追求する能力がない。本稿の視角から、残された問題は、第 12 版以降の全ての版がそのいずれかを採用する、ブラケット [] で括られた欄外頁、あるいは * 印付スター頁の、それぞれの頁区切り位置の原本が何かである。

両者ともに、第 9 版の編者 Burn が加えたエクストラ頁を引き継がなかったところに頁付の出発点があったのだから、著者自身による頁付の最終版だった第 8 版に抛ったと仮定することができる。これを私は、上記のとおり第 2 版で著者自身の大幅な増補がなされた第 1 巻序説第 4 節の 93～120 頁の部分と、著者自身によるエクストラ頁が加えられた第 4 巻第 17 章の 229～250 頁の部分とを対象にして、手持ちの諸版の頁を繰って比較した。紙数の関係でその詳細をここに記すことはできぬが、結論から言って上の仮定は証明できなかった。例えば、第 12 版のブラケット [] で括られた欄外頁と第 8 版の頁区切り位置との間には、数行程度のずれが上述两部分の大半の頁に認められ⁽⁷⁾；第 19 版（本来は第 18 版を用いた

(7) また、第 4 巻に現れた著者自身によるエクストラ頁の 235*、236* が、スター頁版では *235*、*236*、あるいは **235、**236 の形で存置されたのに対して、Chris-

かったが私の手元に当該部分のコピーがなかった)の*印の位置と第8版の頁区切り位置との間にも、第1巻の同上部分において、数および程度は小さいながらやはりずれがあり；第4巻の同上部分では第19版は第8版と完全に合致したが、今度は第18ないし第19版を起点にするはずのその後のスター頁版(例えばLewis版)の*印の位置が、第8版とも第19版とも半頁分ほどの分量でずれ続ける数頁がある、といった具合である。ならば頁区切りの原本はむしろ第12版か、ことによるとその間の第10版かもしれぬと別の仮定を立てて検証したが、どれもむなし結果に終わった。

いずれにしても、ブラケット [] で括られた欄外頁あるいは*印付スター頁の、それぞれの頁区切り位置の原本が何かの問題は、まことに遺憾ながら現時点の私には特定することができず、お手上げの状態である。ただ、一部の版の一部を除き、どの版も第8版からのずれがせいぜい1, 2行か大きくても半頁分ほどであるから、実際問題としてそれほど困らないだろうとは言えよう。それにしても、「だいたいこのあたり」での欄外頁方式を採用する [] の位置はもちろん、*印付スター頁方式を採用している諸版であっても、“*”の位置がどれも完全に同じはずだというのは誤った思い込みにすぎないことが、事実として確認できたことと思う。したがって、上述したThe Bluebook: A Uniform System of Citationの説明も、『釈義』に関しては厳密には成り立たない。

第9版のテキストを採用した系譜に連なる諸版の頁付が、以上のように統一の工夫がされているかのごとくに見えながら、実態としては諸々の齟齬があるのに対して、第9版のテキストを採らずに第8版を採ったHammond版およびJones版は、頁付についても当然に第8版に拠った。したがって、この両版の頁付は全部小気味いいほど第8版のそれに合致している(第4巻の235*, 236*は、Jones版では*235A, *236Aになっている)。一貫した主義に立つ編集版であり、少なくとも混乱がない点で魅力的な版だと言えよう。

以上長々と見てきた、版間頁付異同の問題の要点をまとめておこう。文末に挙げた図表(紙面の都合でこれの詳しい見方を示すことができなかったが)とともに見られれば、より要点をつかみやすいのではないかと思う。

tianの [] 頁はこれを何らかの仕方であ吸収して、[235*] や [236*] を置かない処理をしたのだが、その吸収の仕方と区切り方の基準が私には全く見えない。よもや「だいたいこのあたり」ではないと思いたいが。

- ・この版間頁付異同の問題が、現実にあること。
- ・この問題を解決する工夫であったはずの、*印付スター頁版を採用した諸版の間でも、頁区切り位置に相違が残っていること。
- ・したがって、かかる相違がないことを前提にしているように思われる、上に引いた The Bluebook: A Uniform System of Citation の引用方式に拠ったとしても、使用版の相違によって参照頁にすぐには当たらず（半頁ほどのずれがありうる）場合が生じうること。
- ・ブラケット [] で括られた欄外頁にしても *印付スター頁にしても、特に第1巻（1766年の第2版から）および第4巻（1773年の第5版から）に関しては、初版の頁付から少なからずずれていること；つまり欄外頁および*印付スター頁と、初版の頁との間には、少なくとも第1巻の序説第4節以降、第4巻の第17章以降において、数頁から12頁分ほどのずれがあること。
- ・シカゴ版は全4巻とも各初版のコピーである。そのため第4巻末に付された索引が、第1巻の所収項目の多くについて、その指示する頁と実際の頁とに齟齬がある。その原因は、この索引が作成された第4巻刊行の時点（1769年）で、第1巻には既に1766年第2版で上述の増補が入れられて頁が初版からずれていたのだから、当然この索引は増補後の頁を指示しているにもかかわらず、シカゴ版第1巻のテキストも頁も増補前のものだからである（後述する Alschuler が指摘するシカゴ版の無策・無神経の一つ。なお、Oxford 新版の索引は原著頁でなく同版の固有頁を提示することによってこの問題を解消したが、原著頁が示されぬゆえに二重の手間を要するこの索引を使いにくく感じるのは私だけでないだろう）。

Ⅳ. 各論者が参照する版の相違について

以上のごとく、著者最終版を第8版とするか第9版とするかについて過去200年以上にもわたり後の諸編者間に立場の相違があり、かつ少なくとも後者の側に立つ後継の諸版の中に頁付の不統一が見られるとすれば、21世紀の今日ますます、ならば初版に帰るのがいいのではないかと考える向きがあるだろう。冒頭に一言した、近年の出版事情から初版のリプリント版が広く普及している現状を見ればなおさらである。しかし、今日仮に『釈義』は初版を読むもの」という感覚が半ば常識化しているとしても、この常識が別の時代の常識と同じであるか否か、また我々の先学が実際にどの版を読み参照してきたかは、なお別に確認して

おく必要がある。

1. わが国の先学・同学たち

便宜上近い時代から見ていこう。なお本節で取り上げる著書・論文は私の手近にあるものの中から任意に抽出したものにすぎない。

2013年の戒能通弘は文献一覧に、Blackstone, W. (1799) *Commentaries on the Laws of England*, 4 vols. (Chicago: The University of Chicago Press) を挙げ、文中では [Blackstone 1799, vol. 1, p. 73.] の形で参照する⁽⁸⁾。この形だと、事情を知らない人には一見『釈義』が1799年に出版されたように見え、またこれが初版のリプリント版であることがわからないうらみがあるが、他面他ならぬ1799年のシカゴ版が参照されかつ常に同版の当該頁が引かれていることは明瞭である。今日の読者・研究者が手にするのがこの初版のリプリント版であるのが常態であることを(図らずも)示す挙げ方だと言えよう。

しかし、1799年より前には当然事情が違っていた。例えば望月礼二郎の1959年の論文は「『釈義』には多くの版があるが、筆者が見たのは第6版(1774)」だとする⁽⁹⁾(なお望月の主著『英米法』の中には、版間頁付異同を明らかにできる引用箇所を私は見出せなかった)。より古く、内田力蔵の1949年の論文は「わたくしが使った(『釈義』)は、1791年に出た第11版である」とし、1971年の論文にも同じ注釈がある⁽¹⁰⁾。私(大内)は第11版のコピーを持たず直接の確認はできないが、内田著作集に引かれる版間頁付異同が明らかな部分(主として第1巻序説第4節以降と第4巻後半)を確認したところ、全てが実際に第11版からであったとみなして矛盾がない。少なくとも初版から引いたのではない。同じことが1949年の伊藤正己の論文、および1979年の松平光央の論文にも言える。前二者と異なり参照版を特定する記述がないが、伊藤論文が引く「Blackstone, *Commentaries*, vol. 4, p. 287」、ならびに松平論文が引く「1 Comm, 121」「4 Comm. 420」および「1 Comm. 124」を確認すると、少なくとも初版から引いたのではない(第8版ないし9版以降の版だと推定して矛盾がない)⁽¹¹⁾。

(8) 戒能通弘『近代英米法思想の展開』65, 320頁(2013年)

(9) 望月礼二郎「謄本保有権の近代化——イギリス土地所有権法近代化の一断面——」『社会科学研究』11巻1号8頁(1959年)

(10) 『内田力蔵著作集』第2巻57頁(2005年)；同著作集第4巻351頁(2007年)

1960年の末延三次『英米法の研究 下』の738頁はブラックストンの評伝として「主著は……Commentaries on the Laws of England, 4 vols.1 ed. 1765-69, 8 ed. 1778」と注記する（下線は大内による）。文献表示法として初版年を明記しつつ、同時に著者最終版の一つである第8版を注記し、その上で「……アメリカ版ではLewis (2 vols. 1922) のが好い」と勧める（その理由は書かれていない）。

1968年の田中英夫の著書『アメリカ法の歴史 上』には悩ましい記述がある。その41頁の注30に「1 BLACKSTONE, COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND *106-107 (1765)」と示される「(1765)」からは初版のように見え、「*106-107」はA Uniform System of Citationに準拠（田中氏は『外国法の調べ方』49頁（1974年）などでこの引用法を勧める）したスター頁版の*印付頁のように見える。その本文が引用する箇所は、『積義』の第2版が大幅に追記した「イングランド法の地域的適用範囲」の部分に当たり、これを初版の中で探すとおおよそその104-105頁に相当する。田中が「誕生したばかりの植民地の条件と状況のもとで適用可能な限りの」と訳して引用する文（ただし頁数がこれに関しては特定されていない）は、“as is applicable to their own situation and condition of an infant colony”だと思われるが、この文は初版には見出せず、第8版の107頁、第9版の108頁、Lewis版、Jones版ともに*107頁に見られる。とすれば、「*106-107」はおそらくいずれかのスター頁版を示すのであり、少なくともこれも初版ではない。

先にお断りしたとおり、以上は私の手元にある著書・論文の中から少数を抜き出して見たものにすぎず、もう少々手を広げれば、1979年以前であっても『積義』の初版を用いたものが出てくる可能性はある。それにしても、わが国の英米法学に携わったこれら代表的な先学が、その当時は初版を引いていないことが、明瞭に例示されよう。

2. 英米の先学・同学たち

管見の限り、英米における各論者が実際に使用し参照してきた『積義』の版は、わが国に見られた如上の趨勢と軌を一にする。すなわち、1979年以降はシカゴ版による初版のリプリント版が常態的に用いられるのに対し、そのような状態はそれより前には見られず、少なくとも初版が用いられてきたのではないさま

(11) 伊藤正己『裁判所侮辱の諸問題』10頁（1949年）；松平光央「ブラックストン考」『現代イギリス法』467, 472, 476頁（1979年）

がうかがえる。

例えば2014年に出された論文集 *Re-Interpreting Blackstone's Commentaries* は、その後間もなく出版されることになる上記『*釈義*』のOxford新版(2016年)の主任編者を務めたWilfred Prestを中心とする者たちによる10編の論文を取めるが、その文献略語表(Abbreviations)にW Blackstone, *Commentaries on the Laws of England* (Oxford, 1765-69; facsimile edn, Chicago …… , 1979)が挙げられ、各論文の引用において全論者がこのシカゴ版を引いていることが確認できる。少し遡って1996年のA. W. Alschulerの論文は、この時代ではむしろ異例に属する⁽¹²⁾。Alschulerは論文の本案に長い脚注を書き添えて、『*釈義*』諸版の頁付異同の問題を、スター頁版の*印付頁が初めから抱えていた不確かさに一因があることを指摘し、にもかかわらずアメリカでは*印付頁によって引用される現実が長く続いているのにシカゴ版がそれに何らの注意も払わぬまま*印付頁が現れる以前の初版リプリント版を世に広めたことによって問題が一層錯綜してしまったことなど、シカゴ版の無策を難じた。そこで彼は、必要に応じて例えば1 Blackstone, *Commentaries* *423 [Chicago ed. 411]のごとき形で両方を示すことを提言し同論文で実践した。しかしこの提言が学界で広く受け入れられるには至らなかったようであることが、前記Prestの論文集からもうかがえる。

しかしながら、英米においても、初版のリプリント版が普及するより前は、各論者が『*釈義*』の最適の版だと考える版、あるいはその当時に利用しやすい形で存在していた版を、つまり初版ではない版を、以下のごとくに用いていた。上と同じく、論者が引用するうちで版間頁付異同が明らかな部分(主として第1巻序説第4節以降と第4巻後半であり、これを以下当該部分と言う)を私が確認した結果が以下のとおりである。

後に小山貞夫が邦訳して検討した1932年のHoldsworthの論文の中には、当該部分が7箇所ある。そのうち第8版ないし第9版と同一であることが確認できたのが5箇所(脚注34, 36, 70と45の2箇所)、明確でなかったものが2箇所あるが(同31, 71)、いずれにしても7箇所どれもが初版ではなかった⁽¹³⁾。伊藤正己によ

(12) Albert W. Alschuler, *Rediscovering Blackstone*, 145 U. Pa. L. Rev. 1-55 (1996) (論文紹介, 大内孝「ブラックストンの再発見」『*アメリカ法*』[1999-1])

(13) W.S. Holdsworth, *Some Aspects of Blackstone and his Commentaries*, Cambridge Law Journal, vol. IV. pp. 261 ff. (1932); 小山貞夫「ブラックストーン著

る邦訳書がある 1932 年の Fifoot の著書中に私が見出した当該部分は 2 箇所のみだが、これも第 8 版ないし第 9 版だとみて矛盾なく、少なくとも初版ではない⁽¹⁴⁾。アメリカに転じて 1941 年の Boorstin は「イングランドの第 9 版にテキストも頁付も依拠する Cooley による一般的なアメリカ版」を用いたと明記し、1953 年の Harno は第 5 版に拠ったとする⁽¹⁵⁾。

より新しいイングランド法制史概説（その初版が小山貞夫、第 4 版が深尾裕造によって邦訳されている。以下 Baker 著と言う）の著者であり、現在斯学の第一人者と目される Baker はどの版を用いたか⁽¹⁶⁾。実は、初版の頁と同一であることもあれば、初版でないこともあり、統一されていないのである。例えば 2002 年の Baker 著第 4 版 476 頁に見られる（2019 年の第 5 版では 514 頁）、Baker が『釈義』第 1 巻 123 頁からだとする “the spirit of liberty is so deeply implanted in our constitution” の引用文は、初版の当該頁にある文であり（第 8 版でも第 9 版でも同文は 127 頁に移動している）、確かに初版に拠っているように見える。ところが 1971 年の Baker 著初版（258 頁）から最新版まで一貫して（第 4 版では 484 頁、第 5 版では 522 頁）、『釈義』第 1 巻 442 頁からだとして引用される “the very being or legal existence of a woman is suspended during the marriage……” の文は、『釈義』初版では 430 頁にあるのであって、442 頁は第 8 版ないし第 9 版における頁なのである。さらに、Baker 著第 4 版の 211 頁（第 5 版では 224 頁）に『釈義』第 1 巻 90 頁からとして引く “were to set the judicial power above that of the legislature, which would be subversive of all government” の文は、『釈義』初版・第 8 版・第 9 版とも 91 頁に存在する。わずか 1 頁の違いではあるが、これと同じ例が Baker 著第 5 版 512 頁で『釈義』第 4 巻 153 頁の注からだとして引いた文

『イングランド法釈義』の歴史的意義』『法学（東北大学）』第 60 巻 197 頁以下（1996 年）

- (14) C. H. S. Fifoot, *English Law and its Background*, at 112 n. 2; 126 n. 2 (1932) (伊藤正己訳『フイーフット イギリス法』169 頁注 9, 171 頁注 43 (1952 年))
- (15) Daniel J. Boorstin, *The Mysterious Science of the Law: An Essay on Blackstone's Commentaries*, pref. xviii (1941); Albert J. Harno, *Legal Education in the United States*, at 12 n. 26 (1953)
- (16) J. H. Baker, *An Introduction to English Legal History*, 1st ed. 1971; 2nd ed. 1979; 3rd ed. 1990; 4th ed. 2002; 5th ed. 2019 (初版の邦訳、小山貞夫訳『イングランド法制史概説』(1975 年)；第 4 版の邦訳、深尾裕造訳『イギリス法史入門 (第 I 部, 第 II 部)』(2014 年))

にも見られ（初版・第8版・第9版とも152頁の注）、Bakerが依拠した版が何か、特定しがたい。ところで、Baker自身がその著第3版（1990年）から、『釈義』の初版リプリント版が1979年に出された旨を注記し始めたことに注目しよう（第3版219頁注48；第4版190頁注53；第5版201頁注77）。すると次の推察が成り立つ。すなわちBaker著初版の1971年時点ではまだ『釈義』の初版リプリント版が手元になくBakerは別の版を用いていたが、Baker著第3版以降は初版リプリント版を用いた。ところがBakerは『釈義』に版間頁付異同があることを知らずあるいは軽視ないし無視して、Baker著の初版時に『釈義』初版でない版から引いた上記の引用文が、初版では430頁に存在することに気づかぬまま、442頁からだとして引用し続けた、と。

Baker著に見られるかような不統一が、仮に私が推察したとおりに、同著が1979年の『釈義』初版リプリント版登場の前と後にまたがる長期にわたり手付けられてきたことに起因するとすれば、長い研究生活を持ちながらそれ自体は1979年の初版リプリント版登場の後に初めて用意された講演論文の著者には、かかる不統一が見られないのではないか。その実例がBakerより一世代前に属するMilsomに見られる。ブラックストンの業績の本質について1980年にMilsomが行った講演が小山貞夫によって邦訳・検討されているが、Milsomはその冒頭で「古物蒐集家や学者達用の市場のために最近その初版本のリプリントが作られた」ことに触れた上で、自身が『釈義』の具体の記述を引く際には常にその初版リプリント版を用いる⁽¹⁷⁾。例えば、“Commentaries I 237”を指示する注8が付された「悪質な助言者の助言及び邪悪な大臣の援助さえなければその権能を誤用することなど（ありえなかった）」の文は確かに初版の当該頁に見られるし（第8版・第9版なら244頁）、また雇用関係が「人の権利」の中の一章を占めている旨を指摘する本文に付された注16の“Commentaries I 410-20”は確かに初版のmaster and servantの章の頁と一致する（第8版・第9版なら422-32頁）。

参考までに、Oxford English Dictionary（以下単にOED）はどうか。そのList of Books quotedの欄に、Blackstone, Sir William *Commentaries on the laws of England* 1765-69とある以上は、『釈義』初版を示しているものと思われる。言

(17) S.F.C.Milsom, The Nature of Blackstone's Achievement, Oxford Journal of Legal Studies, 1, pp. 1-12 (1980)；小山貞夫による邦訳と検討、上掲註13の『法学』所掲（引用した訳文は同小山訳225頁）

語史に大きな力点を置く OED の性格上、これはまず当然の行き方だろう。例えば declinatory の項目の中に “1769 Blackstone Comm. IV. 327 Formerly the benefit of clergy used to be pleaded before trial or conviction, and was called a declinatory plea.” の例文が引かれており、この文は確かに『釈義』第 4 巻の初版（1769 年）の 327 頁にこのまま見られる。これが OED の正則の引用法ならば、しかし、正則に合致せぬ引用例がある。例えば consummate の項目に “1765 Blackstone Comm. I. 435 Marriages contracted in the face of the church, and consummate with bodily knowledge.” とあるところから、『釈義』第 1 巻（1765 年）の 435 頁に当たってもこの例文は見つからない。この文は、初版ならばその 423 頁に位置する。435 は、『釈義』第 8 版以降の版と合致する頁数なのである。この類の齟齬は、それとして探せばいくらかでも出てくるはずである。長大な時間を要してはじめて成った OED が、膨大な人数に及ぶ各項目の執筆者および校閲者に、厳密に List of Books に挙げられた版の文献のみを用いよと仮に求めたところで、全執筆者が必ずその版を繰る保証もなければ校閲者が齟齬に気づく保証もなかったのが実情ではなかろうか。いずれにせよ、OED においてすら、各項目が引用する『釈義』の版が統一されず、また版間頁付異同の問題がそのまま表に出ている点に注目されたい。

3. 小括

以上に見たところから、わが国においても英米においても、先学・同学たちが用いてきた『釈義』が決して初版に限られているのではないことが明らかになったと思う。現在の我々にとっては初版のリプリント版が最も利用しやすいという事情があるのと同様に、過去の先学には初版でない版が利用しやすい版であったかもしくは用いるべき最新の版だと考えられたという事情があった。かくして、用いられる『釈義』の版が結果的に別々であり続け、なおかつ頁付異同の不便を解消しようとした上述の諸々の試みも十分には機能しなかった。このような実情を何も知らなかった駆け出しの頃の私は、文献に引かれる『釈義』を参照しようとしてもしばしば当該頁にその記述を見出すことができず途方に暮れたものだが、私と同じような人が実は今なお後を絶たないのではなかろうか。

とはいえ、ごく近年にこれも実質的に初版の編集版である Oxford 新版が出されたのだから、もはやみな今後は初版を用いましょうと誰かが提案することは無

理無体ではないかもしれない。しかしそうすると、過去の先学たちが示してくれた多くの参照を、版相違という単純な問題だけが理由で半ば無意識的に闇に葬る、少なくとも軽視するのと紙一重になりはしないか。

V. おわりに

冒頭に掲げた三つの視角のみからではあるが、『釈義』諸版の大まかな特徴の一端と、『釈義』全訳計画の底本として初版を選択しようとする私がおおむね躊躇の理由とを、本稿は一応明らかにしえたものと思いたい。とりわけ、初版を底本として据える選択は妥協にすぎないのであって、最後に掲げる様々な制約と要注意点とを不可避的に伴う選択なのである。とはいえ、翻訳者として訳文と原文とが読者に照らし合わされることを当然に覚悟した期待もする我々は、初版のリプリント版や編集版がこれほど普及した今日、あえてこれを採らない選択をなしえなかった。仮に初版を採らぬとすれば、初版をしのぐ圧倒的な良さが採用する版になればならないはずだが、様々な事情を勘案すればするほどそれに相当する版がないのである。

かような次第で初版を採る我々として本来最良の翻訳方法は、実質的に Oxford 新版の全部を訳する仕方であるべきかもしれない。すなわち、初版のテキストの全部を翻訳し、それに加えて、Oxford 新版が示してくれた版間異同テキストの全部をも翻訳する仕方である。しかし Oxford 新版を一見すれば明らかなごとく、版間異同テキストの分量は龐大であり、その4巻分全部を合わせるとほとんど丸1巻分に相当するのではないかと思われるほどの量である。計画の大きな綱領の一つとして期限を切ることを重視する我々は、これを実行するとは宣言しえない。せめて本稿で既述した、第1巻本文が第2版で大規模に追加され版間頁付異同を生ぜしめたところの「イングランド法の地域的適用範囲」に関わる部分は、翻訳して巻末附録の形ででも掲げたいと思う。しかし本来は、分量の大きさだけでなく内容の重要度も勘案すべきはずのテキスト異同部の翻訳の採否が、恣意的にならぬためにどうすればよいか、現時点では全く未定である。

本稿の既述のところと重なる点があり、また別稿で述べたものもあるが、初版（の翻訳）を用いる際の制約および注意点をまとめておく。

- ・初版の第1巻本文の総頁数は473だったが、早くも第2版で485に増えている。同じく初版の第4巻本文の総頁数が436だったのが第5版から443に増

えた。近年の我々がシカゴ版で読む『釈義』は上の増補がされる前のものであり、また最近のOxford新版の本文テキストも（巻末のVariaを利用すれば後版のテキストを再構成することが理論上可能ではあるが）同じである。

- ・後の版との頁の相違という形式の問題よりも実質的な問題は、初版と第8版ないし第9版との間に十数年の時間があり、この間政治的にはいわゆるアメリカ植民地の独立があり、法的にもこの時代にますます顕著になっていく多数の議会制定法による法の詳細化ないしは法改革など、少なからざる法の動きがあることであろう。
- ・直上のこと、著者最終版たる第8版ないし第9版が本来の決定版だとする有力な見方があること、ならびにIVで見たとおり各論者が使用してきた版が決して初版に限られぬことから、最低限、次の提言がなされるべきである。すなわち、初版を基本版としつつ、それと（可能ならば第8版との、および）少なくともスター頁版との頁対照表が作成・提示され、常時比較参照をすることができるための便宜が読者に供されるべきである⁽¹⁸⁾。

最後に付言するが、註18に掲げた拙稿は、第9版を底本にするという当時の私案を前提にして作成した頁対照表の提示と、頁付異同の混乱の謎に関する結論に至らない仮説検証とで構成された。したがって、底本を初版に鞍替えした現在、前稿がもはや積極的意義を有さぬことは言うまでもない。また、前稿の仮説設定の出発点としたところの、Law Quarterly ReviewのNoteにおいてSir Frederick Pollockが注記した『釈義』頁付の要点に関する不十分な説明と、それを足がかりにした私の批判的検証とは、本稿の内容（これも不十分なことは改めて言うまでもないが、せめて）に置き換えられるべきと考える。

(18) なお私が知る限り、十数年前の拙稿が示した実験的な付表（ただし第9版を基礎版にした仮のもの）を除き（大内孝「ブラックストーン『イングランド法釈義』諸版の頁付について」『法学』66巻6号739-774頁、2003年）、かかる頁対照表の類は一切なく、先年のOxford新版もこの問題に「頬被り」を決め込んだのは残念でならない（大内、上掲註2の『法学』316頁を見よ）。我々の全訳は最小限の頁対照表を用意する予定だが、その不可欠性が——万一出版元を見出すことができたとしても、その——版元に納得される保証はない。

版の 通称		1	2	5	8	9	12	17, 20, 21, 22, 23, Kerr	18, 19
主な 編者		—	—	—	—	Burn	Christian	Stewart Kerr	Lee Hovenden
第1巻	刊行年	1765	1766	1773	1778	1783	1793	—	—
	本文頁数	473	485	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	変化・ 体裁					プラス 225 * 226 * 336 * 337 * 419 * 420 *	[1] - [485]	同左	* 1- * 485
第2巻	刊行年	1766	1767	1773	1778	1783	1794	—	—
	本文頁数	520	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	変化・ 体裁						[1] - [520]	同左	* 1- * 520
第3巻	刊行年	1768	(1768)	1773	1778	1783	1794	—	—
	本文頁数	455	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	変化・ 体裁					プラス 59 * 60 * 165 * 166 * 410 * 411 *	[1] - [455]	同左	* 1- * 455
第4巻	刊行年	1769	(1769)	1773	1778	1783	1795	—	—
	本文頁数	436	同左	443	同左	同左	同左	同左	同左
	変化・ 体裁				プラス 235 * 236 *	プラス 159 * 160 * 235 * 236 * 373 * 374 *	[1] - [443]	同左	* 1- * 443 プラス * 235 * * 236 *
	その他	Index		Index 修正					
本文テキストの 元版		—	—	—	—	—	9	9	9
			以上 以下	英 米	↓			↓	↓
米国の リプリント 版 / 系 譜版		シカゴ 版			Hammond Jones			Wendell	NY Bar Sharswood Cooley Lewis

* 本稿は、JSPS 科研費 (16K03252) の助成を受けたものである。